

千葉県告示第950号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成23年12月15日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉県美浜区浜田2丁目45番9、豊砂1番5（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）砒素及びその化合物

（2）ふっ素及びその化合物

3 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）砒素及びその化合物

（2）ふっ素及びその化合物

4 規則第五十八条第四項第九号から第十一号の土地の有無

形質変更時要届出区域の全てが第十一号に該当

別図

